

四日市市上下水道局管理規程第5号

四日市市上下水道局日永浄化センター設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月25日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市上下水道局日永浄化センター設置規程の一部を改正する規程
四日市市上下水道局日永浄化センター設置規程（平成17年上下水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	
(名称及び位置)	
第2条 浄化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
四日市市日永浄化センター(第1、第2、第3、第4系統)	四日市市寿町2番8号

改正前	
(名称及び位置)	
第2条 浄化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
四日市市日永浄化センター(第1・第2・第3系統)	四日市市寿町2番8号

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(上下水道局技術部施設課)